

長浜市訓令第24号

長浜市庁議等設置規程（平成24年長浜市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

- | |
|------------------|
| (1) 市長 |
| (2) 副市長 |
| (3) 教育長 |
| (4) 総務部長 |
| (5) 未来創造部長 |
| (6) 未来創造部 北部政策局長 |
| (7) 市民協働部長 |
| (8) 市民生活部長 |
| (9) 健康福祉部長 |
| (10) 産業観光部長 |
| (11) 都市建設部長 |
| (12) 下水道事業部長 |
| (13) 防災危機管理局長 |
| (14) 教育部長 |
| (15) 病院事業管理部理事 |

別表第2（第9条関係）

- | |
|-----------------|
| (1) 未来創造部長 |
| (2) 総務部次長 |
| (3) 未来創造部次長 |
| (4) 市民協働部次長 |
| (5) 市民生活部次長 |
| (6) 健康福祉部次長 |
| (7) 産業観光部次長 |
| (8) 都市建設部次長 |
| (9) 下水道事業部次長 |
| (10) 防災危機管理課長 |
| (11) 教育委員会事務局次長 |
| (12) 議会事務局次長 |

(13) 市立長浜病院事務局総務課長

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。